環境委員会資料令和7年2月10日

## 【議案第1号】

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条 例の制定について

資料 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部

を改正する条例の制定について(改正概要)

参考資料 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部

を改正する条例新旧対照表

環境局

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の 制定について(改正概要)

## 1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理を行うため、この 条例を制定するものである。

## 2 改正内容

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例第131条から第133条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日 令和7年6月1日

## 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
平成11年12月24日条例第50号	平成11年12月24日条例第50号
第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万	第131条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円
円以下の罰金に処する。	以下の罰金に処する。
(1) 第44条第2項、第47条第1項、第50条第2項又は第61条第1項の規	(1) 第44条第2項、第47条第1項、第50条第2項又は第61条第1項の規
定に違反した者	定に違反した者
(2) 第46条第3項、第53条、第54条、第56条第3項又は第91条第2項の	(2) 第46条第3項、第53条、第54条、第56条第3項又は第91条第2項の
規定による命令に違反した者	規定による命令に違反した者
第132条 第62条第2項、第63条第2項、第64条第3項、第64条の5第3項又	第132条 第62条第2項、第63条第2項、第64条第3項、第64条の5第3項又
は第85条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は	は第85条第1項の規定による命令に違反した者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は50
50万円以下の罰金に処する。	万円以下の罰金に処する。
第133条 第23条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第55条において準用	第133条 第23条第2項、第51条第2項、第52条第2項、第55条において準用
する第54条第1項又は第57条第2項の規定による命令に違反した者は、6	する第54条第1項又は第57条第2項の規定による命令に違反した者は、6
月以下の <mark>拘禁刑</mark> 又は30万円以下の罰金に処する。	月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処する。